

平成29年第3回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年3月28日(火)午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(17名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
4番	滝田文雄	委員	5番	我妻貢	委員
6番	山本繁夫	委員	7番	有賀良雄	委員
8番	鈴木滋夫	委員	9番	緑川喜文	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	15番	大戸文治	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(2名)

3番	今井直敏	委員	16番	本宮勝正	委員
----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員(19名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員（なし）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	森 正樹	主幹兼次長兼係長	橋本 浩一
主 査	高橋 早苗	主 事	高畑 祥史
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	菅森 利栄
東分室長	鈴木 光一		

## ◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成29年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が25件、合わせて32件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

## ◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、皆様、こんにちば。

昨日は春の大雪が降りまして、ビニールハウス等、大変心配されたわけでございますが、この平場はその割でなく済んだのかなというふうに思っています。隣町では大変な痛ましい事故が起きまして、高校生、それから引率の先生が亡くなられたという悲しいニュースも入っております。

また、昨日今日の新聞を見ますと、日本も今国会でいろいろ騒いでおりますが、アメリカのトランプ大統領が、まず「屈辱的敗北」というような見出しで、オバマケアやらないというふうに言っておりましたのが、共和党内からも造反が出て取り下げたというようなことでありますので、同盟国の日本としてはこれから先どんなになっていくのかなという心配もあります。

また、農業新聞等を見ますと、我々TPPで見えない見えないと言っておりましたが、今度はヨーロッパとのEPAにつきましても本当に不透明だということで、慶応大学の金子先生が書いたものを見ますと、ヨーロッパはアメリカとの交渉次第で、最恵国待遇という、EPAをやるけれども、ヨーロッパ以外ともっと規制を緩めた場合は、ヨーロッパもそれに付随して緩めるんだよというようなことが考えられるんじゃないかというようなことも出ておりました。心配は本当に尽きませんが、とにかく農業団体として協力し合って、このTPP、11カ国でまた話し合いを始めるかなんていう、本当にどんなになっちゃっているのかななんて思われるようなことも報道の中ではされておりますので、注意深く見守っていきいたいなというふうに考えております。

本日、先ほどありましたように、32件ご審議いただくわけですが、皆様、新しい方、

就任なされて初めてだと思えますけれども、4条、5条が全くないと、来月にこのツケが回ってくるのか心配もありますけれども、本日は3条と基盤法、これの32件をご審議いただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります、議長指名で  
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、7番、有賀良雄委員、8番、鈴木滋夫委員の両名を  
指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。  
3番、今井直敏委員であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (橋本主幹兼次長兼係長) それでは、2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の  
規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成  
29年3月28日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (高橋主査) それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しな  
いため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたしま  
す。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久亨です。

去る26日、大戸文治委員さんと譲受人と譲渡人に来ていただきまして確認をとったところ、何ら問題はなかったもので、皆さんの承認よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

会 長 農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る3月19日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでしたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3、その4、その5について、関連がありますので一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る3月18日、滝田委員さんと譲渡人、譲受人に現地に立ち会っていただき、申請内容について確認をいたしました。特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議お願ひします。

なお、その3、その4、その5、これは同一人なので、一括審議お願ひしたいと思ひます。

会 長 その3についてほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 その4についてほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 その5についてほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。

それでは、異議がないようですので、その3、その4、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

3月24日、星保雄委員とともに現地にて調査を行いました。譲渡人、譲受人にお会いしまして申請内容等を確認いたしました。申請内容に間違いはないということで、何ら問題はないと思います。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る3月19日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人、双方とも申請内容について間違いのないとのことでした。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(橋本主幹兼次長兼係長) 6ページをごらんください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年3月28日提出。会長砂塚功。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（高畑主事） それでは、16ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（所有権の移転）についてご説明いたします。

【第1号から第4号朗読】

以上、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第21号並びに所有権の移転第1号から第4号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第21号並びに所有権の移転第1号から第4号について、原案のとおり承認いたします。

以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

---

◎その他

会 長 委員の皆様から何か総体的にございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、事務局より連絡事項をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、1点目ですが、農業委員報酬並びに推進委員報酬の下半期分と農地利用状況調査に係る報酬を3月31日に口座のほうに振り込みますので、ご確認をお願いいたします。

次に、2点目でございますが、国の農地利用最適化交付金が創設されたことに伴いまして、農地の集積率や遊休農地の解消率など国が定める交付基準に合致した場合に、その達成率に応じて交付金が市に交付されます。市ではその交付金を農業委員と推進委員の年報酬とは別に加算額としてその活動実績に応じて支給をいたします。加算額の金額につきましては8万4,000円以内で、農地のあっせんなどの活動日数などに応じて支給をいたします。

なお、国が定める交付基準に合致しない場合は支給されませんので、その点をご了解をお願いしたいと思います。

続きましては、3点目でございますが、農地転用許可の権限移譲関係ですが、白河市は29

年4月1日から4ヘクタールまでの許可権限となりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、次回の総会につきましては、4月28日金曜日、時間につきましては午後3時からこの場所で開催をいたします。また、総会の終了後、農政課と農林整備課からの平成29年度の主要事業の説明会をあわせて開催しますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから何かご質問等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了といたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして平成29年第3回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2時40分)

---